

第5節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第48条 本学に8 Semester、4年以上(第24条第1項の規定により編入学又は再入学した者にあつては、同条第4項に定める在学すべき年数)在学し、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる卒業に必要な授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項により卒業を認定した者に対し、教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

3 卒業認定の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期の末とすることができる。

(学位)

第49条 本学を卒業した者は、学士の学位を授与する。

2 学位については、次のとおりとする。

工芸学部	伝統工芸学科	学士(工芸)
------	--------	--------

工芸学部	建築学科	学士(工芸)
------	------	--------

3 学位に関する必要な事項は、別に定める。